

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第107回

働き方改革 (2)

前回から、働き方改革について取り上げています。今回は、働き方改革関連法の中身について、説明します。

働き方改革の総合的かつ継続的な推進

今回の働き方改革関連法により、雇用対策法が改正されました。

これにより、働き方改革にかかる基本的な考え方が明らかにされるとともに、国において、この改革を総合的かつ継続的に推進するための基本方針(閣議決定)を定めることとされました。

雇用対策法の法律名の変更など
労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実や労働生産性の向上を促進することが、法律の目的として明記

されました。

それに対応する形で、法律名も「雇用対策法」から「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改められました。

また、同法の基本的理念に、「労働者は、職務の内容及び職務に必要な能力や経験等の内容が明らかにされ、これらに即した公正な評価及び処遇その他の措置が効果的に実施されることにより、職業の安定が図られるように配慮されること」も加えられました。

国の講ずべき施策

国の講ずべき施策として、これまでの雇用関係施策に加え、次のような施策が新たに盛り込まれました。

- ①労働時間の短縮、その他の労働条件の改善
- ②多様な就業形態の普及
- ③雇用形態または就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保
- ④仕事と生活(育児、介護、治療)の両立

事業主の責務

働き方改革において、事業主の役割も重要であることから、「職業生活の充実」に対応するものとして、労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善など、労働者が生活との調和を保ちつつ、意欲と能力に応じて就業できる環境の整備に努めなければならないという事業主の責務が新設されました。

国による基本方針の策定

国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働施策の総合的な推進に関する基本方針(閣議決定)として、次のような事項を定めなければならないとされました。

- ①労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることの意義に関する事項
- ②労働時間の短縮その他労働条件の改善など、同法第4条第1項各号に掲げる事項について講ずる施策に関する基本的事項
- ③その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることに関する重要事項

力を有効に発揮することができるとともに、労働政策審議会の意見を聴くなどした上で、基本方針の案を作成して閣議決定を求め、閣議決定後は、遅滞なく基本方針を公表することになっています。

なお、前記の基本方針については、厚生労働大臣が、あらかじめ都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴くなどした上で、基本方針の案を作成して閣議決定を求め、閣議決定後は、遅滞なく基本方針を公表することになっています。

今回は、長時間労働の是正等について説明します。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表・
弁護士
弁護士)

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所

広島本部、福山・呉・東広島・岩国支部、東京虎ノ門オフィス

広島弁護士会所属 山下江 検索

- ☑契約書チェック
- ☑債権回収
- ☑労務問題
- ☑事業承継など

◆企業法務相談料30分5千円(+税)

◆案件により着手金無料(応相談)

企業法務専門サイトあります

https://www.hiroshima-kigyoo.com



予約電話受付
平日 9~18時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09